

## 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

### (1) 就労支援施策の強化について (★)

#### ① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

働く意欲がありながら就職に結びつかない方に対し、地域の様々な機関と連携して、資格取得支援や職業訓練等の情報提供に努めてまいります。

また、地域就労支援センターには、就労支援コーディネーターを常駐させており、中高年齢者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中途採用や病後復帰の方々の相談に懇切に対応するとともに、ハローワークの求人誌や雇用案内フリーペーパー等の適宜提供と大阪府内各種講習会の案内等を庁舎内に配置し、情報の提供に努めております。

#### ② 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で制定されたハートフル条例に基づき、法定雇用率の達成に向けて大阪府や関係機関と連携し、就労相談や必要な情報の提供に努めてまいります。

また本町が行っている、町内在住者の新規に正規雇用した場合に補助金を交付する「在住者正規雇用事業者支援補助」では、障がい者を雇用した際は、補助額が増額され、雇用推進及び雇用機会の増大を図っております。また、町立図書館の図書清拭作業や、各啓発活動の配布物品の袋詰め作業について町内就労継続支援施設と委託契約を締結しています。

#### ③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況

に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AI を活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

外国人居住者及び外国人労働者は増加傾向にあるため、生活支援に関する相談体制構築の必要性が考えられます。

職業紹介事業所や町内事業所と連携して、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に取り組んでまいります。

## <新規>

### ④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

大阪府から提供されたポスターの掲示を行い、受動喫煙防止に関する啓発に取り組んでおります。

また、乳幼児健診の場において受動喫煙に関する資料配布を行うとともに、喫煙者に対しては個別に指導を実施しており、加えて母子健康手帳交付時には妊婦及びその家族に対し、受動喫煙の影響についての指導および情報提供を行っております。

## (2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

### ①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、忠岡町として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周

知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

本町では、第2次忠岡町男女共同参画計画において「女性が働きやすく活躍できる社会づくり」を重点施策の一つとして設定しております。性別に関わらず誰もがその能力を十分に発揮し、仕事と生活を両立できる社会の実現を目指し、ご提案の内容を踏まえた取り組みを推進するため、引き続き関係各課との情報共有と併せて近隣自治体とも情報交換し、積極的に周知・啓発に取り組んでまいります。

令和8年度は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の改定時期にあたっており、女性にとっても働きやすい職場環境に向けた計画の策定に取り組んでまいります。

## ②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

女性の人権尊重と被害への適切な対応は、誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現するための重要な施策です。

DV防止、被害者保護、自立支援については、改正された「DV防止法」及び「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、切れ目なく実施してまいります。

妊娠期から出産後、子育て期まで、妊産婦やその家族に対しては、切れ目のない支援を引き続き実施し、関係機関が連携を行い支援の強化を図ってまいります。また、妊活支援としてのアプリ等の有効性について、若年層を含む住民に対して周知を図ってまいります。

多様なジェンダー課題に対する正しい知識、人権意識、被害者に寄り添ったきめ細やかな対応ができるよう、職員を対象とした実効性のある研修を継続的に実施してまいります。

## ③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基

づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、忠岡町においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

大阪府の条例の趣旨を理解し、性的指向及び性自認の多様性を尊重し、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指してまいります。

性的マイノリティの人権問題に関しては、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度も踏まえて、定期的に広報紙へ掲載する等の啓発に引き続き努めてまいります。また、大阪府との連携を強化し、府内における制度利用者の利便性の向上に努めてまいります。

町の管理する公共施設においては、誰もが安心して利用できる環境づくりを進めてまいります。

### (3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

各ハラスメント対策の周知につきましては、広報誌及びホームページをはじめ、商工会等の各関係機関とも連携し、広く周知してまいります。

とくに、カスタマーハラスメントについては、行政機関に対する執拗・威圧的行為が散見されるため、毅然とした対応方法を統一するためにもカスハラ防止条例の制定が喫緊の課題であります。

### (4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

事業者として、職員が継続して働き続けられるために医療や介護に関する知識を得るきっかけとして研修に取り入れることは、今後検討の必要があると考えます。

介護等に関する制度については国に準じて整備を行っており、適切に周知を行っていきたいと考えております。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

#### ①「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

大阪府の中小企業振興策においては、本町の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策及びその実施について、協議のうえ検討してまいりたいと考えております。地域の活性化を図るための振興策の策定や行政の支援策の周知をいたします。また「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラム等について、今後も適切に対応してまいります。

#### ②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

大阪府及び府内市町村と共通認識を醸成してまいりたいと考えております。

#### ③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

「ものづくり日本」を支える青年技術者の技能レベルを高めることは、地域経済の振興・発展に不可欠な要素であり、本町経済の活性化に寄与することが期待できる技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に関し、周知に努めたいと考えております。また、本町在住・在勤の方が国家資格、技能検定、資格と同等と考えられる技能を習得した場合に経費の一部に対して補助金を交付する「忠岡町レベルアップ補助事業」についても併せて周知してまいります。

#### ④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

感染症対策や自然災害等が発生した場合に、事業を継続するための手順をまとめておくことは重要であり、業務中断に伴う顧客の他社への流出やマーケットシェアの低下等から事業者を守る、重要な計画と認識しております。

今後も引き続き、事業継続計画の普及について広報誌やホームページ等により啓発してまいります。

事業継続力強化計画につきましては、中小企業・小規模事業者の経営の強靱化を図り、事業活動の継続に資するために災害対応力を高める必要があると理解しております。BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策と併せて、引き続き、事業継続計画の普及について広報誌やホームページ等により啓発を行うとともに、調査・検討してまいります。

#### (2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パ

ートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣及び附帯作業の要請等の下請法違反事例や、下請けガイドライン等に則した公平公正な取引について、広報誌及びホームページを通じて周知に努めるとともに、必要に応じて労働基準監督署と連携し適切に対応してまいります。

### (3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

発注に際しては既に各種法令、指針に準拠・遵守し取り組んでおり、今後においても引き続き適切に対応してまいります。

### (4)公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

人権デュー・デリジェンスへの配慮については、先進自治体の例を参考に契約書の見直しなど、受注者との間で人権侵害リスクを防止する取り組みを進めてまいります。

総合評価入札制度は、従来の価格競争だけでなく、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、品質確保の促進を図るためにも有効な制度であります。本町のような小規模な自治体においては、発注件数等も少ないことから総合評価入札制度の導入は難しい状況であります。

また、公契約条例については、地理的条件に係る運用基準である「忠岡町建設工事等請負業者指名基準第12条第1項第7号に係る運用基準」等を定め、町内業者の受注機会確保に努めているところではあります。事業者には雇用される労働者の良好な労働条件等の確保のため、引き続き、先進で取り組んでいる団体や府内市町村の状況等を調査・研究してまいります。

#### (5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

中核的労働基準順守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性につきましても、商工会と連携して、引き続き周知を図ってまいります。

#### (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主

導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

産官協力の枠組みの下、専門人材育成を支援できるように商工会と継続的に協議を重ね、関西蓄電池人材育成等コンソーシアムに参画できるよう取り組んでまいります。

また同様の枠組みについても、引き続き地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に参画できるよう取り組んでまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### (1)地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

##### ①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

本町におきましては、既に生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を関係機関との連携のもと実施し、生活困窮者の自立支援に向けた協議・情報共有を行っております。

今後、改正法の趣旨を踏まえ、支援会議の機能強化を図るとともに、より効果的な支援体制の構築に努めてまいります。そのために必要となる人材の確保や予算措置等の運営面に関しましては、大阪府に対して適切な支援を要請してまいります。

##### ②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

令和7年（2025年）10月施行の改正住宅セーフティネット法につきましては、住宅確保要配慮者への支援の充実が図られるものであり、本町といたしましても、その趣旨を踏まえ、制度の内容について関係機関等への周知に努めたいと考えております。

また、現在のところ本町では地域居住支援協議会は設置しておりませんが、協議会の設置や運営にあたって必要となる支援については、大阪府に対して適切に働きかけてまいります。

##### ③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々に対する実態調査（住居確保要配慮者調査）や、相談支援体制の整備については、重要な課題であると認識しております。

一方で、実態調査の定期的な実施や新たな相談支援体制の整備につきましては、人的・財政的な制約もあることから、今後、国や大阪府の動向や他自治体の取組状況等も注視しながら、必要に応じて対応のあり方について検討してまいります。

## (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

### ①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

集団健診については休日にも健診日を設け、現役世代や若い世代が受診しやすい環境づくりに努めています。あわせて、受診率の向上を目的に、全国健康保険協会と合同での健診や、忠岡町 LINE 公式アカウントを活用した広報、ウェブによる健診予約受付を行っております。

また、検診未受診者に対しては 25 歳～65 歳までのうち、5 歳刻みの年齢に該当する方を対象に受診勧奨の通知を発送しております。

さらに令和 6 年度より「20 歳の集い」参加者への子宮頸がん予防、禁煙の啓発チラシの配布も行っております。加えて、母子保健事業を活用した子育て期の方に向けた受診勧奨も引き続き実施してまいります。

### ②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

本町では、乳幼児期から 4 か月児健診での集団指導、後期健診、1 歳 7.8 か月児健診、2 歳 6.7 か月児健診、3 歳 6.7 か月児健診、就学前歯科健診において歯科健診を実施しております。

妊娠期には、本町で妊娠届出をされた方に対してマタニティ歯科健診事業として、歯科健診を実施しております。

また、成人期においても成人歯科健診事業として本町の 20 歳以上 75 歳未満（後期高齢者医療制度未加入者）を対象に歯科健診を実施しています。成人歯科健診では 65 歳以上の方には嚥下機能評価の問診を全数実施し、歯科医師が必要と認めた方については嚥下機能評価テストも実施しております。引き続き切れ目ない支援体制の構築に努めてまいります。

## (3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

### ①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

本町におきましては、日々、医師会、歯科医師会等の先生方と連携を図る中で、医師の働き方改革として、地域の各医療機関における時間外労働上限規制等の労働環境の整備、人材の確保等は間接的に住民を支える医療体制等に影響があると考えております。

本件については、地区医師会等を通じ状況の確認や必要があれば改善を求めてまいります。また、今後、潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みについては、地区医師会と会議等連携の中で、必要があれば要請してまいります。

#### (4)利用者が安心して住み慣れた地域でくらし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)

##### ①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

本町では、高齢者が、可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を本町直営の地域包括支援センターで行っております。

今後も地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの更なる推進を図って参ります。

##### ②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

介護職員等処遇改善加算は、介護人材の確保・定着を図るうえで重要な制度であると認識しております。本町における事業所の指導等については5市1町で組織する広域事業者指導課で実施しておりますので、今後も、関係機関と連携しながら介護職員の処遇改善と働きやすい職場環境の整備に向けて、取り組んでまいります。

### ③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

介護現場におけるハラスメントの防止は、介護職員が安心して働ける環境を整えるうえで重要な課題であると認識しております。

本町といたしましても、これまでも啓発資料の提供等を通じて、ハラスメント防止に向けた取組を進めてまいりましたが、利用者やそのご家族に対しても、ハラスメント防止の重要性を理解いただけるよう、チラシの配布等による周知の強化について検討してまいります。

### ④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

令和6年度（2024年度）の介護報酬改定が現場におけるケアの質や利用者の安全性を損なうことや、介護職員に過度な負担が生じることのないよう、大阪府や関係機関と連携しながら対応してまいります。

## <新規>

### ⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

認知症の人やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援することは、地域包括ケアの推進において極めて重要であると認識しております。本町におきましても、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等を設置し、本人や家族の支援を行っております。

また、認知症に関する理解促進のため、認知症サポーターの養成を引き続き推進してまいります。

若年性認知症支援コーディネーターの配置については、必要性を踏まえながら検討してまいります。

さらに、若年性認知症の方々の就労支援に向けては、企業等への理解促進が重要であることから、関係機関と連携しながら、啓発を行ってまいります。

## <新規>

### ⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど忠岡町の条例制定を促進すること。

「認知症条例」の制定については、好事例の調査研究や、近隣市町の動向を注視しながら、適切に対応して参ります。

## (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

### ①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

保育教諭の正規職員雇用については既に取り組みをしております。また、保育士の確保及び離職防止を図るため、町内の民間就学前施設に新たに勤務する保育士等に対し、「忠岡町保育士応援給付金」を給付しています。加えて、令和6年10月よりサポートスタッフを採用するなど業務負担の軽減に努めており、今後も継続的な体制確保に努めてまいります。

「こども誰でも通園制度」を実施するにあたり単独予算などが必要な場合については大阪府へ要望してまいります。

### ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

本町では「子ども計画」が未設置の状況であり、今後所管部署や関係機関との意見交換など連携強化に努め、「子ども計画」を策定してまいります。計画策定にあたっては、子どもの意見を十分にとり入れるなど創意工夫をしております。

また、本町では令和元年度以降、年度当初の待機児童はゼロとなっております。

### ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提

供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

自治体間の連携については、2市1町広域連携での取り組みが可能か調整を行うなど支援格差が生じないように確認してまいります。また、情報の提供につきましては、関係部署との情報を共有しながら町ホームページやライン等を通じて発信してまいります。

#### ④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

令和8年度中にこども家庭センターを立ち上げて関係部局の情報を集約するなど情報の共有をおこない、支援制度や利用方法など情報提供をわかりやすく伝えるよう努めてまいります。

#### ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

現在、本町の子ども食堂は4か所で実施しており、本町では食の支援として「子ども食堂開設運営補助金」を創設し、町内で子ども食堂を開設運営しているボランティア団体等に対して補助を行っているところです。

また、教育機関との連携により、一部の子ども食堂開催の際には、子どもの居場所づくりの観点から児童館を開館し、便宜を図っております。その他にも子ども食堂や自治会が独自に「宿題カフェ」をたちあげるなど子どもの居場所が広がっている状況です。今後は、子ども食堂や自治会とも連携をはかりながら進めてまいりたいと考えております。

#### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

本町は、母子健康包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合拠点（児童虐待部門）が別々の組織となっています。令和8年度にこども家庭センターの立ち上げを目指しておりそのため毎月、情報の共有をおこない連携を図っているところです。

また増加する相談業務に対応するため、社会福祉士の相談員を配置して体制の強化を図っております。また、担当職員は各種研修会に参加し、日々変化する社会情勢に対応できるようスキルアップ向上につとめております。関係機関等の職員に対しては、児童虐待防止月間に毎年研修を実施しております。

#### ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

現在、それぞれの部局にて把握した事案について、関係機関が連携し、対応を行っている状況であります。

小中学校では、子どもたちの相談にのるスクールカウンセラーを配置し、相談機能を強化するとともに、福祉部局（児童家庭総合支援拠点）やスクールソーシャルワーカーと連携し、支援を行っているところであります。子どもや家族が、支援が必要な状況であることを認識していない場合が多いことから、引き続き連携を強化し、自治体が提供する福祉のサービスにつなぐ等、それぞれの部局において体制強化を図ってまいります。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### (1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について（★）

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

教職員の勤務時間管理については、令和元年度の2学期よりタイムレコーダーを導入し、令和5年6月より校務支援システムに移行して職員の勤務時間を正確に把握し、適正に管理しております。

また、夏季休業日における学校閉庁日の実施や各校での全校一斉退庁日、中学校でのノークラブデーを実施しております。併せて、昨年度より、教職員の事務的な支援・補助にあたるスクール・サポート・スタッフを各校1名ずつ配置しております。教職員の欠員対策としましては、大阪府の臨時的任用職員の前倒し任用制度を活用しております。

## (2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

スクールカウンセラーは3校すべてに、スクールソーシャルワーカーについては、中学校を拠点として配置しております。引き続き、関係機関と連携し、相談機能を強化してまいります。

## (3)奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

新たに独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充すること等につきましては、今後需要の高まりがあった場合に検討してまいります。

## (4)労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

働くことに関する知識を深め活用できるよう、中学2年生において、職場体験や職業講話の時間を設定し、働くことの意義や知識を学ぶ場としております。

## (5)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

ヘイトスピーチや誹謗中傷などのインターネット上の差別問題については、重大な人権侵害であり、本町では平素より広報紙やホームページ等を通じて住民への啓発・周知の徹底を図っております。インターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した大阪府の相談窓口である「ネットハーモニー」及び人権に関する各種相談窓口についての周知も引き続き積極的に行ってまいります。

また相談体制については、充実を図るとともに、寄せられた相談内容を詳細に分析し、実効性のある人権施策を推進するための基盤を構築してまいります。

#### (6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

デジタル化推進に向けて、R6年度より、大阪府のスマートシティ戦略推進補助金を活用してデジタル人材を招へいし、市内の意識醸成を図っております。

また、国の給付金申請の一部をオンライン申請とするなどの取り組みを実施しております。今後も住民の利便性を向上させる取り組み (my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) の周知等含む) を優先的に実施してまいります。

#### (7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始(電子証明書)から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

マイナンバーカードの普及や利便性向上については、町広報紙やホームページなどを通じて周知を図ってまいります。

なお、マイナ保険証の利用登録をしている方の電子証明書等の期限切れ問題について、国民健康保険においては、全被保険者のマイナ保険証が現在有効かどうかを毎月確認し、期限切れの被保険者には申請なしで資格確認書を発送し、後期高齢者医療においては、マイナ保険証の有無にかかわらず全被保険者に資格確認書を送付しております。

#### (8) 府民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者

などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

選挙の投票率向上の取り組みについては、選挙人が投票しやすい環境をつくることが重要であると考えております。期日前投票所は、交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のために必要な措置を講ずるものとされていることから、頻繁に人の往来がある施設等に設置することは有効であり、期日前投票所は、役場庁舎に設置しております。移動期日投票所についても他自治体の導入事例を参照に設置に向け取り組んでまいります。投開票の手法については、国の動向や他の団体の動向等も注視しながら対応してまいります。

小中学校段階における主権者教育については、高等学校段階での主権者教育につながる基礎基本の定着を図ることを最大の目標に、教養、知識、態度やスキルを教科や特別活動の中で学んでおります。現在、小学校第3学年の役場見学の際には、議場見学もしております。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、忠岡町の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

大阪府の推進する食品ロス削減に係る取り組みについては、町広報誌等を通じて啓発・PRを実施しており、また、本町独自の取り組みとして、平成28年度よりごみ減量化の推進を目的に、日常の調理方法で生ごみを減らす方法を紹介する「エコクッキング」を継続して実施しております。

今後も引き続き、食品廃棄物の削減のため、住民に向けて広く周知を行うとともに、「エコクッキング」等の取り組みを通じて食品ロスの削減について啓発に努めてまいります。

### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

関連部署と連携し、地域社会におけるフードバンク活動への理解を深めていけるよう、事業所や住民等への周知を図ってまいります。

### (3) 消費者教育の展開について (カスタマーハラスメント対策)

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例や

ガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策として、倫理的な消費行動を促すための方策を消費生活相談員や各関係者と検討していくとともに、リーフレットを配架する等の啓発に努めてまいります。

#### (4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

消費者問題が複雑・多様化しており、若年層であっても被害に遭う恐れがあるため、本町におきましては、毎年、義務教育段階の小・中学生に対して、消費生活専門相談員の助言を受け、小中学校が興味を持って学べるような啓発物品を配布しております。また、公共交通の安心安全な利用については、春・秋の交通安全期間を通じて警察や公共交通事業者と連携して啓発してまいります。

#### (5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和7年9月末には認知件数2,438件、被害額87億円と前年同期を大きく上回り、過去最悪の水準に達しております。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行います。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年8月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容に対して大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化します。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行います。

## (6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

### その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、忠岡町としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

本町では、令和5年度から令和12年度までの8年間の計画期間とする「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」を策定し、また、令和7年度に「忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定に向けて作業を進めており、大阪府の取り組みと連携して住民・事業者への周知を実施しております。

## (7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネ

ルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

環境省より発表されている「自治体排出量カルテ」等の統計データを調査分析するとともに、国からの脱炭素に係る交付金等を勘案し、施策の実現可能性について調査、研究してまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

本町においては、鉄道駅が高架化されていないためエレベーター等の財政支援措置は未検討です。

### (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者 10 万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

本来、鉄道事業者の責務である駅の維持管理の助成をはじめとした減免措置については、税務部局と協議を検討します。

### (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空

間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

町域的観点から、駐車場のみの敷地確保は困難と考えております。

日頃より交通違反車両に対する取締りを大阪府警察に公文書にて要望を継続していますが、未だ実績が無い状態です。法改正に伴う自転車運転者に対する安全教育についても、警察へ要望します。

#### (4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

日頃より交通違反車両に対する取締りを大阪府警察に公文書にて要望を継続していますが、未だ実績が無い状態です。法改正に伴う自転車運転者に対する安全教育についても、警察へ要望します。

#### (5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、忠岡町の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

ガードレールやカーブミラーを主とした交通補助的公共物は毎年度増加傾向にあり、公共物管理の在り方について、今後も検討が必要です。

## (6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

本町では、毎年、複数の自主防災組織に避難訓練の実施を呼び掛けており、訓練実施時にはハザードマップ及び防災マニュアルを包含した「総合防災マップ」を活用し、防災に関する事項や情報収集の方法などを周知する出前講座を実施しております。

本町ホームページについては、重要な情報提供ツールであることから、災害発生時には特設ページを設ける等の対応を行うとともに、LINE 等の SNS を活用した情報提供も行ってまいります。防災資機材については、災害用トイレなどの備蓄を進めており、教育委員会において、指定避難所である全小中学校の体育館に空調設備が整備される予定です。

また、令和 6 年度に避難行動要支援者支援システムを導入し、災害弱者の支援強化ができるようになり、防災士の資格取得補助金を計上し、資格取得助成についても取り組む予定です。

## (7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

地震発生時における初動体制の重要性は認識しており、大規模地震発生時では道路の遮断や交通機関の不通等も想定されることから、職員に対しては平時から複数の登庁ルートを確認するよう通知を行う等、人員体制の確保に向けた取り組みを行ってまいります。また、非常事態時における近隣自治体との連携については、引き続き、今後においても定期的な会議等において意見交換を行い、本町のような小規模市町村では職員数も限られ、行政のみで応急対策を担うには限界があることから、自主防災組織・住民・事業者の参加型訓練を実施する等、地域の防災力向上につながる取り組みを検討します。

災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会と協定を締結しており、平時から情報交換を行う等の関係構築を保ってまいります。

## (8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

### ①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

全国各地で毎年大規模な風水害が発生しており、本町におきましては河川の氾濫防止対策として川底の浚渫等について大阪府に要請するとともに、大阪府と合同での河川巡視を行う等、引き続き災害の未然防止に向けた対策を講じてまいります。

### ②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難

所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、忠岡町が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

ハザードマップは令和4年3月に改訂し、全戸配布しました。引き続き、自主防災組織の訓練実施時には出前講座を行い、地域に及ぼす影響をはじめ、情報収集の手段や迅速な避難行動を呼びかけるなど、住民の防災意識の向上をめざします。

なお大阪府では大規模災害が発生もしくは迫っている際に、学校や仕事等の日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されております。災害モード宣言が発令された場合は、出勤・通学の抑制検討など、災害に対する意識を持っていただくよう、周知を図ってまいります

## (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

公共交通機関やインフラ設備の早期復旧の重要性は認識しているところであり、引き続き、関係事業者との連携構築に向け、取り組んでまいります。

## (10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通

弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児・未就学児等の方々が町内福祉施設等をより利用しやすくするために福祉バスを運行しており、駅や買い物等への交通手段としても利用いただいております。また、令和6年2月から泉大津市・高石市と広域連携を結び、福祉バスの相互利用として2市1町の住民が互いの福祉バスを利用いただいております。

#### (11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、忠岡町においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

技術職員の確保は重要課題と捉えており、令和7年度は1名を新規採用しましたが、今後も継続して採用を行うことにより、技術職員の確保・育成、技術継承に取り組んでまいります。

また、外部団体への業務委託も検討しており、職員の急な流出にも対応出来る体制の構築にも取り組んでまいります。

#### <新規>

#### (12)空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機

能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

空き家協議会は、現在設置済であり有識者を含め運用しております。

空家施策の運用につきましては、平成 29 年に「忠岡町空家等対策計画」を策定し、それに基づき業務を進めております。また、次年度に計画の改訂を行うため、実情に応じた改正を検討してまいります。

空き家バンク等につきましては、引き続き検討してまいります。

## <新規>

### (13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、忠岡町における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、忠岡町の健康と生活環境の向上を図ること。

#### 【町長公室秘書人事課】

幸いにも喫煙者の喫煙マナーにより、路上喫煙等について現時点では大きな問題としては挙がっておらず、厳しい財政状況のなかでは公衆喫煙所の整備のための設置や運営に対する補助を優先して行う状況にはありません。

## 7. 大阪南地域協議会統一要請

### (1) 震災における対応について <継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。

大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

本町においては、毎年2～3地区に対し、防災訓練や避難訓練を実施しており、その際に災害リスクや避難行動について、総合防災マップを活用し、啓発を行っております。来年度は、地区防災計画に基づく、津波避難訓練を実施する予定であります。

### (2) 各自治体による少子化対策について <継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。

少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自のを実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

町独自の施策では、妊娠を望む方への支援の一環として、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部助成を行う不育症治療費助成事業を行っております。

また、令和7年9月に町民の「妊娠・出産・子育て」を支える包括的な支援の充実及び健康づくりの推進等に係る取り組みに関して、一層の連携及び協力関係を構築するため、大阪いずみ市民生活協同組合と事業連携協定を締結しました。本協定に基づき、大阪府下市町村で初めての取組として、妊娠期からの食生活支援や母子保健の情報を届ける「めばえバッグ」事業を実施しています。その他にも就学前給食費の無償化、第2子保育料の無償化などを実施しております。

### (3) 子ども食堂ネットワークについて <継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場として

も機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

本町の子ども食堂は、現在4か所で実施しており、忠岡町社会福祉協議会を中心に子ども食堂間のネットワークを構築しており、それぞれの食堂が民間企業等から支援を受けた食材等の提供を行っております。本町としましては、食の支援として「子ども食堂開設運営費補助金」を創設し、町内において子ども食堂を開設運営しているボランティア団体等に対して補助を行っているところであります。

また、教育部局との連携により、一部の子ども食堂開催の際は、子どもの居場所づくりの観点から、子ども食堂実施場所と隣接している本町児童館を開館し、小学校低学年までが利用できる小さい遊具を設置した広場や図書室、自習室を開放しております。

町施設を利用し実施している食堂に対しては、施設利用料等について免除の対応を行っております。フードドライブへの支援・周知については、実際行っている自治体を参考にしながら検討してまいります。

## 8. 泉州地区協議会独自要請

### (1) 地域振興策について <継続>

忠岡駅前のお店が相次いで閉店し、駅周辺は寂しい状況が続いております。こうしたことは地域経済にとって大きな打撃であり便益の喪失となっております。駅前エリアは商業やサービスの集積地としても重要な存在です。現在の状況が放置されることのないよう、駅前活性化に向けた検討を促進すること。

商工会とも連携を図りながら LINE、SNS やホームページ等を広く活用し、情報発信してまいりたいと考えております。

また忠岡町周辺活性化開業支援補助金事業として、新規出店を行う者に対し、予算の範囲内において小売業及び飲食店の店舗改装に係る費用の一部を補助する事業を行っており、引き続き本町の駅前の賑わいと活力の向上を図ってまいります。

### (2) 安心安全な街づくりについて <継続>

大規模災害時において、情報提供はどの世代に対しても早急に行う必要があります。SNS や LINE 等の情報を取得できるよう町民に登録を促進すること。

また、近年の自然災害を教訓により一層の防災・減災体制の構築を進めること。

大規模災害発生時における情報伝達の重要性から、ホームページやメール、LINE 等の整備を行っております。今後も継続的に、登録や利用の呼びかけを行ってまいります。